

## ■改訂の主旨

目的：要望が多かった追加条項などを精査のうえ、より円滑に契約手続きを進めていただくことを目的とした改訂となります。変更箇所は多いですが、内容が大きく変わることではなく、顧客や商品提供者に新たな義務を加える改訂ではございません。

改訂内容は以下3点に分類されています。

### ① 檢収書面回収について（5条3.）

→受入検査の合否について、実際には顧客から特に合否連絡を受けず運用しているため、「10日以内に通知が無い場合は合格とみなす」と効力が生じる期限を明記する。

### ② 使用料の支払期日（別紙7.）、定義（第5条1.）について

→現書式に言及が無かったり、解釈が分かれがちな箇所について、定義を明確にし解釈のズレを無くす。

### ③その他条文の細かな修正（第4条、第5条4. 別紙5.(2)）、

一般条項の文言整備（第6条秘密保持義務、第8条反社排除、第10条管轄の合意、契約書後文）

## ■主な変更箇所

分類	条項	現行	改定後
③	第4条 製品保証の範囲	(文言の整備)	割愛
②	第5条 使用料及び支払方法等	1.本契約および個別契約における甲から乙へ支払われる本製品の使用料単価は、別紙「2. 本製品の使用料」に定めるものとする。ただし、個別契約において別紙「2. 本製品の使用料」の記載金額と異なる定めをした場合、個別契約にて定める金額が優先適用されるものとする。なお、当該使用料は個別契約において定める利用開始日の当月から発生する。	1.本契約および個別契約における甲から乙へ支払われる本製品の使用料単価は、別紙「2. 本製品の使用料」に定めるものとする。ただし、個別契約において別紙「2. 本製品の使用料」の記載金額と異なる定めをした場合、個別契約にて定める金額が優先適用されるものとする。なお、当該使用料は個別契約において定める利用開始日の当月から発生する。 <u>ただし、利用開始日までに乙が甲に本製品を納入しなかった場合は、納入月から当該使用料が発生するものとする。また、乙が甲に本製品を納入したものの、本条 第3項に定める受入検査に合格しなかった場合は、乙が本製品の代替品を甲に提供したとき、もしくは、乙が無償で修補を行い当該修補が完了したときをもって納入とし、その月から使用料が発生するものとする。</u>

①	第5条 使用料及び支払方法等	3.甲は、乙による本製品の納入の都度、予め甲の定めた検査方法により遅滞なく受入検査を行い、受入検査の合否を書面により乙に通知する。本製品が前項の検査に合格しなかった場合は、乙は速やかに本製品の代替品を甲に提供するか、もしくは無償で修補するものとする。	3.甲は、乙による本製品の納入の都度、予め甲の定めた検査方法により遅滞なく受入検査を行い、受入検査の合否を書面により乙に通知する。本製品が前項の検査に合格しなかった場合は、乙は速やかに本製品の代替品を甲に提供するか、もしくは無償で修補するものとする。 <u>なお、乙が甲に本製品を納入後、甲による受入検査の合否の通知がなされないまま10日間が経過した場合は、受入検査に合格したものとみなす。</u>
②	第5条 使用料及び支払方法等	4.本契約および個別契約に基づく本製品の使用料の支払期日は、別紙「7. 支払期日」に定めるものとする。	4.本契約および個別契約に基づく本製品の使用料の支払期日は、別紙「 <u>7. 本製品使用料の支払期日</u> 」に定めるものとする。
③	別紙5.保守サポートサービス内容	(2) 本製品に不具合が発生した場合は、甲は乙が必要とする情報を収集し、乙が当該不具合の内容を調査のうえ、必要に応じて甲にパッチの提供することとする。	(2) 本製品に不具合が発生した場合は、甲は乙が必要とする情報を収集し、乙が当該不具合の内容を調査のうえ、必要に応じて甲にパッチを提供することとする。
②	別紙7.本製品使用料の支払期日	支払期日は <u>使用月当月末</u> とする。 ※初回の支払日は個別契約において定めるものとする。	支払期日は、 <u>毎月末日締め当月末払い</u> とする。 ※初回の支払日は個別契約において定めるものとする。

以上